

## 「臓器移植法改正をめぐる諸問題」

### 巻 頭 言

京都府立医科大学大学院医学研究科  
移植・再生外科学

吉 村 了 勇

1997年施行された臓器移植法が13年経過して見直しが計られ2009年7月に臓器移植改正案として国会を通過し、2010年7月17日に施行されます。主な変更点は①本人の臓器提供の意志が不明の場合に家族の承諾で提供が可能となった、②15才以上とされてきた年齢制限がなくなった、③親族へ優先的に提供する事ができる等である。

これに伴い脳死臓器移植の各臓器における認定施設も拡充され本学も従来の腎臓、膵臓以外

に肝臓移植においても脳死移植の認定が得られ腎、膵、肝とさらに充実した臓器移植プログラムを組む事となる。

本特集では各執筆者にそれぞれの立場から今回の臓器移植法改正について問題点を論じてもらった。日本移植学会では法改正の後を受けて円滑に臓器提供から移植までが進む様に善意の志が無駄にならない様、体制整備を整える様、努力している。